

第5章

「京都の文化的景観」のまとめ

第1節 「京都の文化的景観」の特性

1 京都盆地とその周縁の細かな自然条件に呼応した首都の暮らしがあり、その暮らしを特徴づける様々なまとまりが景観単位として読み取れること

京都の人々は、京都盆地とその周縁の自然条件を細かく読み取りながら、生活や生業のあり方を選択してきた。

例えば北山では、京都盆地に接する北山南縁とそれより奥の上桂川流域とでは暮らし方が異なる。北山南縁は洛中からの日帰り圏内に立地するため都市との行き来が盛んで、門前町や園芸農業地となってきた。上桂川流域は北山南縁ほどの都市との直接の行き来はないが、禁裏御料地として都の暮らしを支えてきた。

盆地の内側は、北部に扇状地、南部に自然堤防帯が広がるが、平安京以来の首都機能の大部分は土地の安定した扇状地の中央部に立地する。そこから東山の山麓に目を移すと、東西に走る小さな谷がいくつもある丘陵部であることに気付く。そこは市中から最も近い郊外として、寺社や葬送地が連なるように設けられてきた。

京都は山地と盆地という2つに分けて語られがちであるが、自然基盤と生活・生業の関係を丁寧に見ていくと小さな地域のまとまりがたくさんあることに気付く。土地の使い方や暮らしの糧が同じなので表出する景観にもまとまりが生まれているのである。

2 中心地域 — 周縁地域 — 周辺地域という関わりが長く持続し、景観として表出していること

京都は、持続する中心地域と、それを核として周囲に広がるヒンターランド（後背地）によって、存続と成長が支えられてきた。さらに、ヒンターランドは中心地域に接する周縁地域とさらにその背後の周辺地域に区分できる。

中心地域は主に中近世の上京・下京であり、現在も政治・経済の中核としての機能に変わりはない。都市の核が500年以上変わらないという点において他の都市とは全く異なる。その結果、古代の条坊を基層とし、その上に近世・近代の町家と昭和のビル、そして平成のマンションやホテル

といった時代を積層させる景観につながっている。

中心地域に隣接する周縁地域は、景勝、信仰、中継、加工といった機能を担いつつ、近代以降は住宅や工業用地として中心地域の営みを支えてきた。その多くは盆地と山地のはざまに位置し、近代以降は風致地区として守られ、山を望むという京都の大きな景観構造の維持にもつながっている。

周辺地域は農林業が主で、都の需要にこたえるため労働力を多投下して高品質のものを生産してきた。それはまさに園芸農林業と呼ぶことのできるもので、その結果、農地や山林の景観が独特なものとなっている。なお、近代以降は繊維や精密機器の工場用地にもなり、きめ細やかなものをつくるという京都の伝統を支えている地域でもある。

このように、「京都」の地域構造は、中心地域—周縁地域—周辺地域という同心円上の広がりの中での分散型ネットワーク構造になっている。これら多様なまとまりは、それぞれに機能を分けつつ、分業しつつ、有機的に関わり合いながら、全体として「京都」を形づくってきた。都市とヒンターランドとの関係は他都市でも見られるが、それぞれの場所と機能が長く持続し、景観として分かりやすく表出している点において、京都はその構造の典型といえるだろう。

3 多様と画一を繰り返しながら景観を育んできたこと

観光ガイドブックなどでは町家が連なる統一的な町並みに京都らしさを見出されがちであるが、実際の京都はそうではない。

遷都とともに平安京として計画的につくられた街は、右京が衰退したり平安中期には都市域が拡大したりと、使いやすいつくり変えられるようになった。室町時代になると上京と下京が政治・経済の中心となり、商いも文化も多彩なものとなった。そうしたなかから「町」という共同体が生まれ、近世中期からは自主的なルールによって整然とした町並みとなった。

近代を迎えると中心地域では洋風建築が次々とつくられ、

周縁地域では工業技術の導入とともに開発が進められた。近代数寄屋建築や自然風の近代日本庭園の文化は、そうした周縁地域で多く育まれたのである。第二次世界大戦後にはモダニズム建築がつくられるようになったが、バブル崩壊以降は特に中心地域で外部資本によるマンション開発が目立つようになり、京都の人々にとって受け入れがたい変化も起きてきた。そこで、「町」と市とが協働しながらゆるやかな規制・誘導が図られている。

変化という観点から京都をみってみると、多様と画一を繰り返してきたさまが読みとれる。その結果、京都の景観は古いものと新しいものが入り混じるものとなっている。

4 「町」という地域コミュニティや町衆が景観を育んできたこと

京都では平安京以来のグリッドは継承しつつ、その後の町衆のまちづくりによって道を改良したり、街区の使い方を充実させてきたりした。また、秩序を守り、町を維持していかなければならない「町」（両側町）という地域コミュニティにより独特の暮らしのルール（町式目・町掟）が生み出された。その「町」共同体のルールが土地の売買・譲渡・賃貸から住民の職業、町家のファサードにまで及び、町並み（地域社会空間＝文化的景観）を構成してきた。現在も市民主体の景観まちづくりにつながっている。

行政側でも昭和初期からの美観風致政策により景観保全が図られてきた。特に昭和初期の風致地区指定は単に緑の豊かさを追求したものではなく、中心地域と一体となって京都を形づくってきた周縁地域が意味ある場所とされて指

定されている。戦後になると京町家の保存を課題としつつも、都市として持続的であるための市街地更新が模索され、市街地景観整備条例となった。そこに保存という表現はなく、保存も景観整備と認識されている。

京都では文化として景観を育んできたのである。

5 首都に由来する「京都」というイメージが作り出す景観があること

地方から京に見物に来るということは平安時代からおこなわれており、蕪村の俳句のように、京都以外の人々が抱くイメージによって「京都」はさまざまに詠われ、描かれてきた。また、江戸時代になると相次いで京都案内記が刊行され、多数の人々が京の名所を観光で訪れるようになった。

近代以降は、首都でなくなったことによる都市機能喪失への危惧から、琵琶湖疏水の開削や博覧会の開催、平安神宮の創建などを通じて、「京都であったこと」をそのアイデンティティとする新たな道を歩みはじめる。その過程のなかで、「京都」のイメージは決定的なものとなり、歴史都市・京都が誕生した。それ以降、「京都らしさ」を求めて京都には日本だけではなく今や世界各地から旅行客が訪れるようになっている。

特に平成以降は、外から見出された「京都らしさ」を強調するような建物の新築や改築、インフラ整備などがおこなわれている面もある。私たちは過去の意匠を引用するだけではなく、過去のなかに営みの作法を見つけながら、次の営みの文化をつくっていく必要がある。

第2節 「京都の文化的景観」の未来にむけて

(1) 現状と課題

現状と課題は以下の通りである。

- 1) 「文化財保護法」及び「京都市文化財保護条例」などによって個別の保護を図ってきた。
- 2) また、『京都市景観計画』によって面的な景観形成の誘導を図ってきた。
- 3) 「京都の文化的景観」について、文化財保護行政としての取組姿勢を鮮明にすべき時がある。そのため、「京都市におけるこれからの文化財保護の在り方について」（平成31年3月京都市文化財保護審議会答申、以下「答申」という。）をもとに策定を進めている文化財保存活用地域計画（令和2年度中の策定を予定）において、その取り組む方向性を明記するとともに、必要に応じて「京都の文化的景観」を条例に位置付けることを検討する。
- 4) このような取組をより効果的に推進していくためには、文化財保護行政と都市・景観行政との連携強化が必須となる。現在、「文化財保存活用地域計画」の策定と「歴史的風致維持向上計画」の見直しを協力して進めており、今後さらに両者の連携強化を図っていく。

(2) 理念

「京都の文化的景観」を保存・継承・創造するための理念をここに掲げる。この理念には、答申や『京都市景観計画』において掲げられている内容が含まれている。

- 1) 「京都の文化的景観」は、京都の人々の生活、歴史と文化の理解のために欠くことができない「京都文化遺産」の一つであり（答申）、その保存・継承は、京都の“こころ”を守ることにつながる。
- 2) 歴史都市・京都の景観はそのすべてが文化的景観である（『京都市景観計画』）。
- 3) 「京都の文化的景観」の特性を尊重する。
- 4) 地域コミュニティをはじめとする多様な主体が協働することにより「京都の文化的景観」を未来に伝える。そのためには、「京都の文化的景観」を支えるシステム（京都システム）を保存・継承・創造することが不可欠である。

(3) 「京都の文化的景観」の保存・継承・創造に関する取組

「京都の文化的景観」の保存・継承・創造のために有効な取組については、以下のようなものが考えられる。

A：個別のものに対して

- 1) 「文化財保護法」による文化的景観の構成要素の指定（文化的景観では、従来の制度では取り上げられなかった地割や道等を構成要素として拾い上げることができる）。
- 2) 「文化財保護法」、「京都市文化財保護条例」等による文化財の指定・登録。
- 3) 「景観法」による景観重要建造物の指定。
- 4) 「歴史まちづくり法」による歴史的風致形成建造物の指定。
- 5) 「京都市市街地景観整備条例」による歴史的意匠建造物等の指定。
- 6) 「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」による個別指定京町家の指定。
- 7) 「京都市民が残したいと思う“京都を彩る建物や庭園”制度」による建物や庭園の選定・認定。
- 8) 「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」による建築基準法の適用除外。
- 9) 周辺環境を含めた保全（京都市文化財保護条例における文化財環境保全地区や史跡など）。

B：面的・空間的なものに対して

- 1) 京都市市街地景観整備条例による美観地区、建造物修景地区、歴史的景観保全修景地区、界わい景観整備地区等の地区指定。
- 2) 京都市風致地区条例による風致地区等の指定。
- 3) 文化財保護法による伝統的建造物群保存地区の指定。
- 4) 「京都市民が残したいと思う“京都を彩る建物や庭園”制度」の活用。
- 5) 「まち・ひと・こころが織り成す京都遺産」制度の活用。
- 6) 「市民が残したい“京都をつなぐ無形文化遺産”制度」の活用。

7) 「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」に基づく地区指定の活用。

8) 事前協議（景観デザインレビュー）制度の活用。

(4) 未来にむけて

1) 「京都文化遺産」である多様な「京都の文化的景観」を、「見つける」「知る」「守る」「活かす」ことにより、未来に伝える。

2) 市民、地域コミュニティ、地域景観づくり協議会、文化財市民レスキュー、関係団体等、多様な主体と協働し、関係部局とも連携して地域づくりに取り組む。

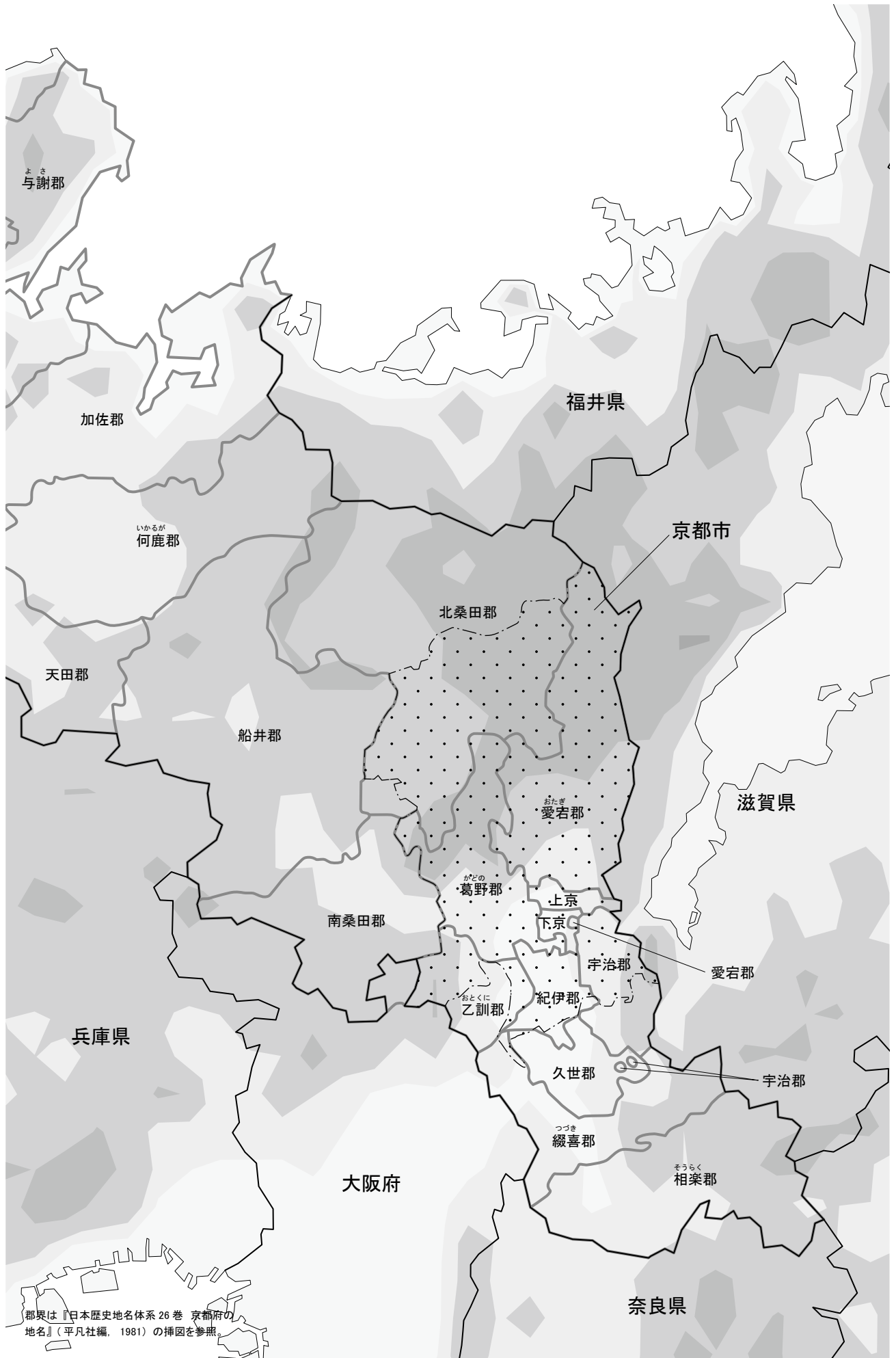
3) 担い手（「京都」での営みにかかわる人々）を育み、「京都の文化的景観」の未来を築く。

参考資料

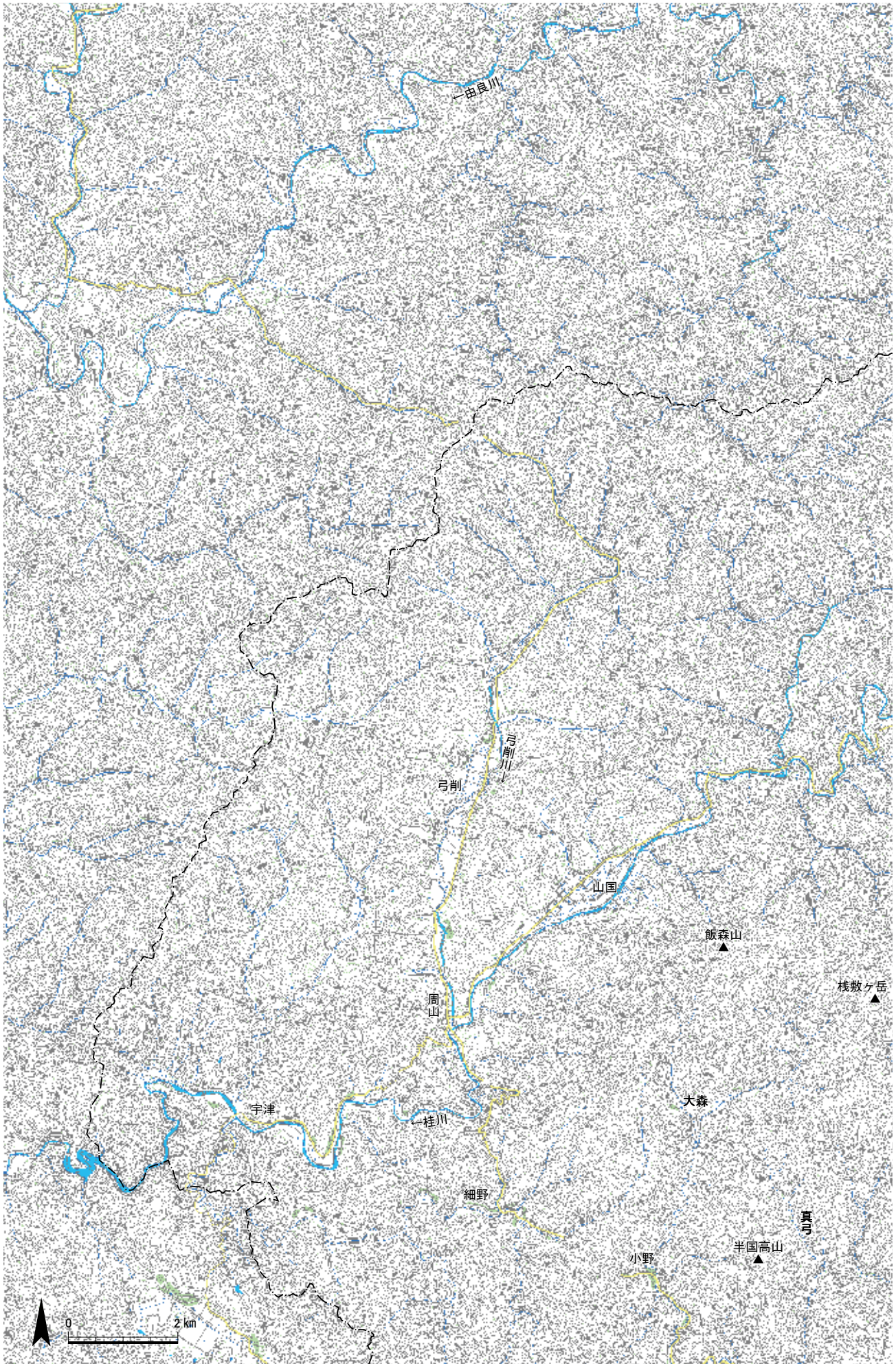
- 1 「京都市におけるこれからの文化財保護の在り方について」（平成31年3月京都市文化財保護審議会答申）
<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/cmsfiles/contents/0000250/250303/toushin.pdf>
- 2 京都市民が残したいと思う“京都を彩る建物や庭園”制度
<概要>
<http://kyoto-irodor.com/seido.html>
<要綱>
<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000147826.html>
- 3 「まち・ひと・こころが織り成す京都遺産」制度
<概要>
<http://kyoto-bunkaisan.com/kyotoisan/index.html>
<要綱>
<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000196809.html>
- 4 市民が残したい“京都をつなぐ無形文化遺産”制度
<概要>
<http://kyo-tsunagu.net>
<要綱>
<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000150952.html>
- 5 新景観政策
「新景観政策の更なる進化」に向けた都市計画の見直し
<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000245332.html>
「新景観政策 10年とこれから」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000236631.html>
- 6 事前協議（景観デザインレビュー）制度
<概要>
<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000242960.html>
<リーフレット>
<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/cmsfiles/contents/0000211/211469/review.pdf>
- 7 上田正昭（2012）「文化財行政の曙と今後の課題」『京都の文化と市政一守り、育て、創るための取組』京都市文化政策史研究会

※URLは全て令和2年3月1日現在のもの。

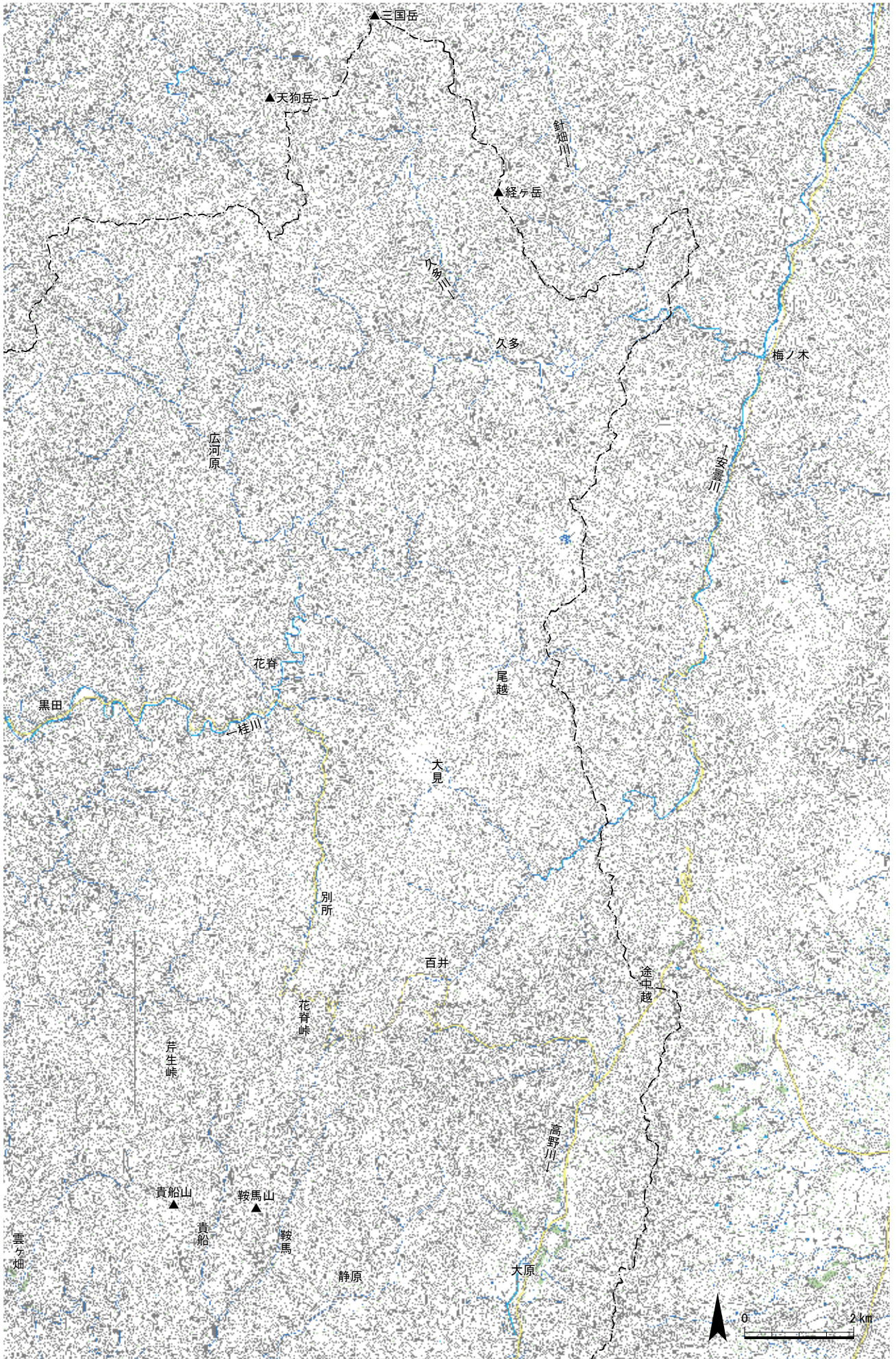
付属資料



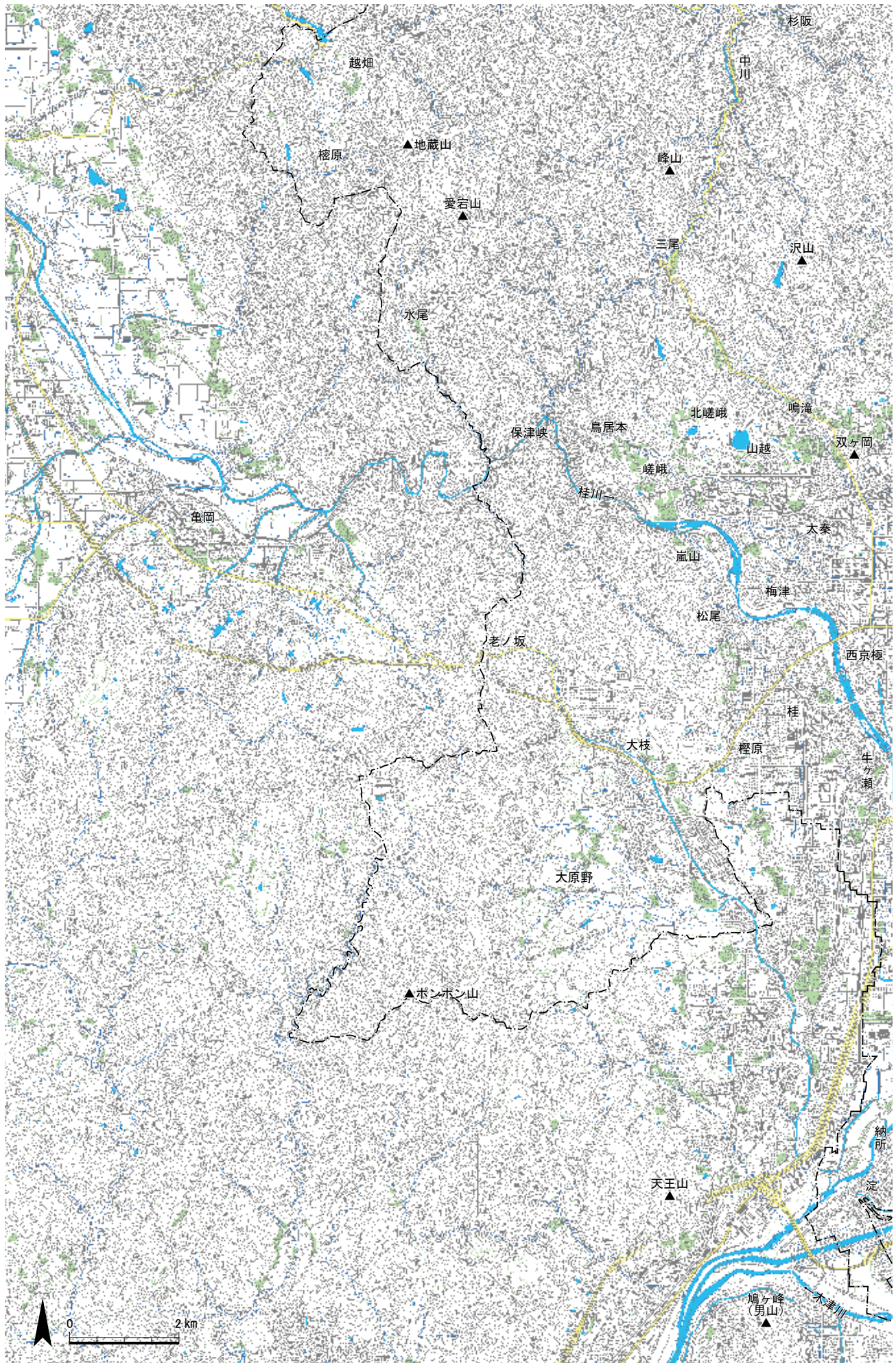
附図 1 旧郡域図



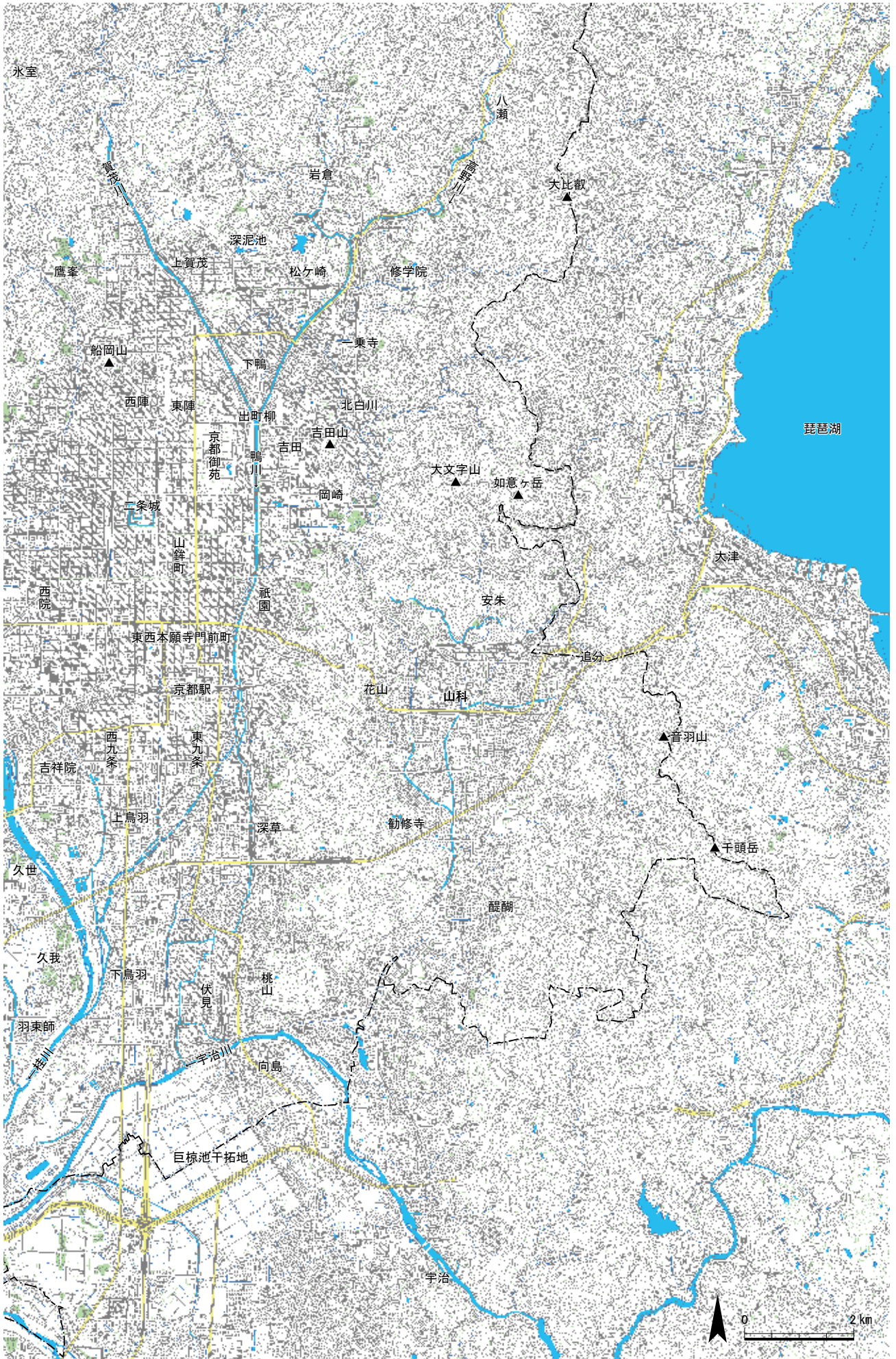
附図2 関連地域位置図（北西部）
















附図3 関連地域位置図（北東部）



附図4 関連地域位置図(南西部)

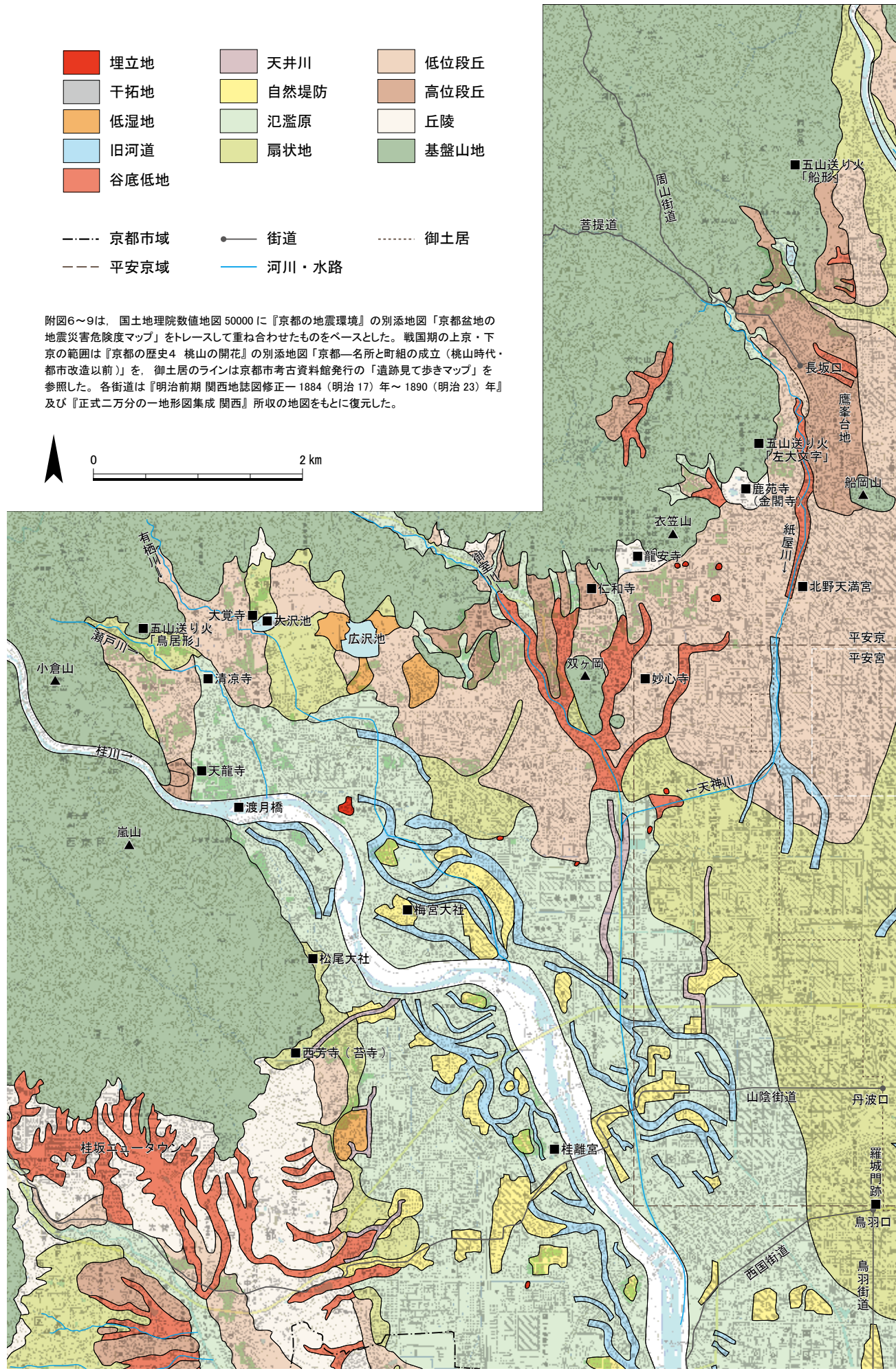


附図5 関連地域位置図（南東部）

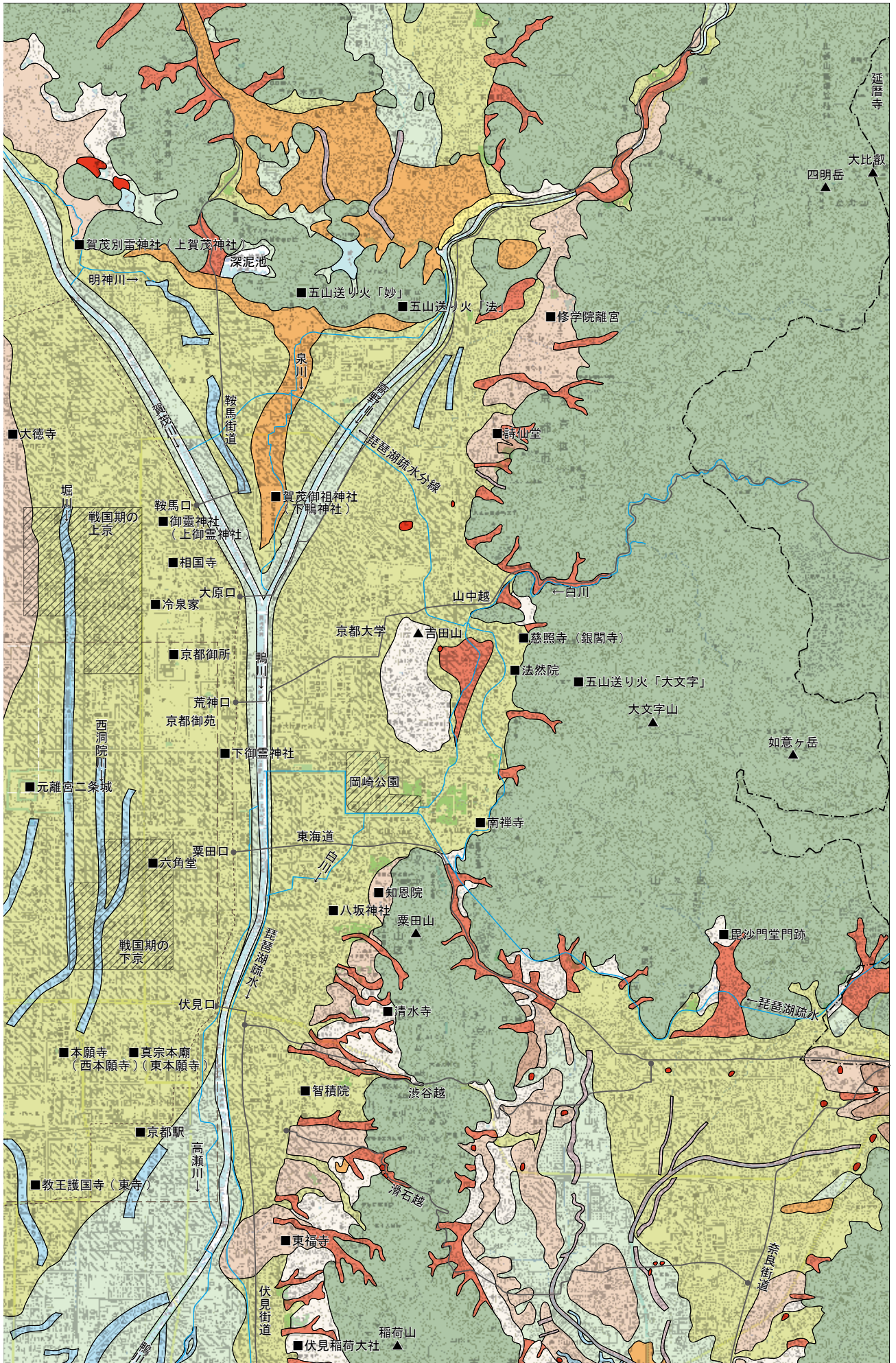
- | | | |
|--|--|--|
|  埋立地 |  天井川 |  低位段丘 |
|  干拓地 |  自然堤防 |  高位段丘 |
|  低湿地 |  氾濫原 |  丘陵 |
|  旧河道 |  扇状地 |  基盤山地 |
|  谷底低地 | | |

- | | | |
|------------|---------|-----------|
| ----- 京都市域 | ●— 街道 | ----- 御土居 |
| ----- 平安京城 | — 河川・水路 | |

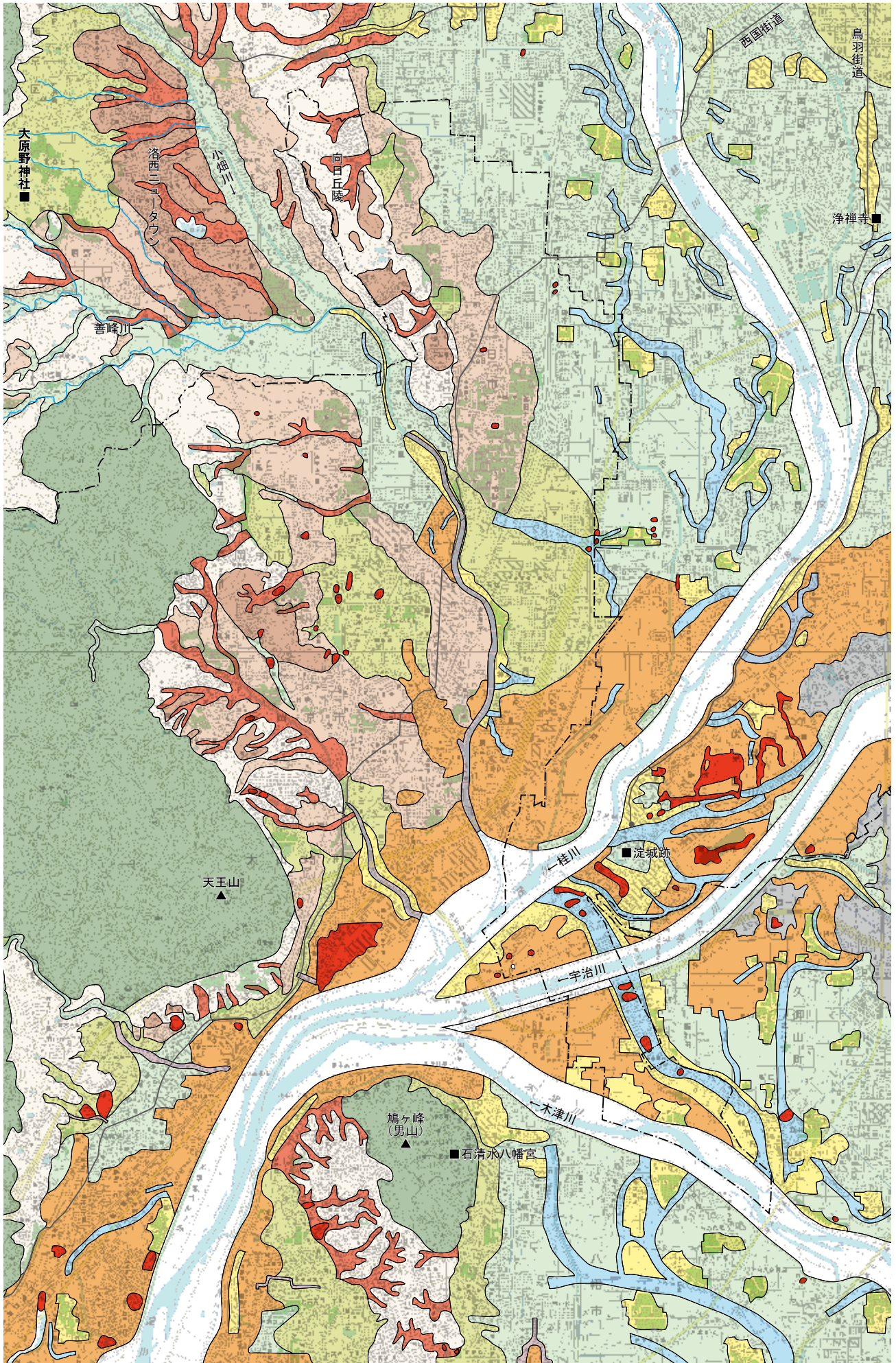
附図6～9は、国土地理院数値地図50000に『京都の地震環境』の別添地図「京都盆地の地震災害危険度マップ」をトレースして重ね合わせたものをベースとした。戦国期の上京・下京の範囲は『京都の歴史4 桃山の開花』の別添地図「京都一名所と町組の成立（桃山時代・都市改造以前）」を、御土居のラインは京都市考古資料館発行の「遺跡見て歩きマップ」を参照した。各街道は『明治前期 関西地誌図修正—1884（明治17）年～1890（明治23）年』及び『正式二万分の一地形図集成 関西』所収の地図をもとに復元した。



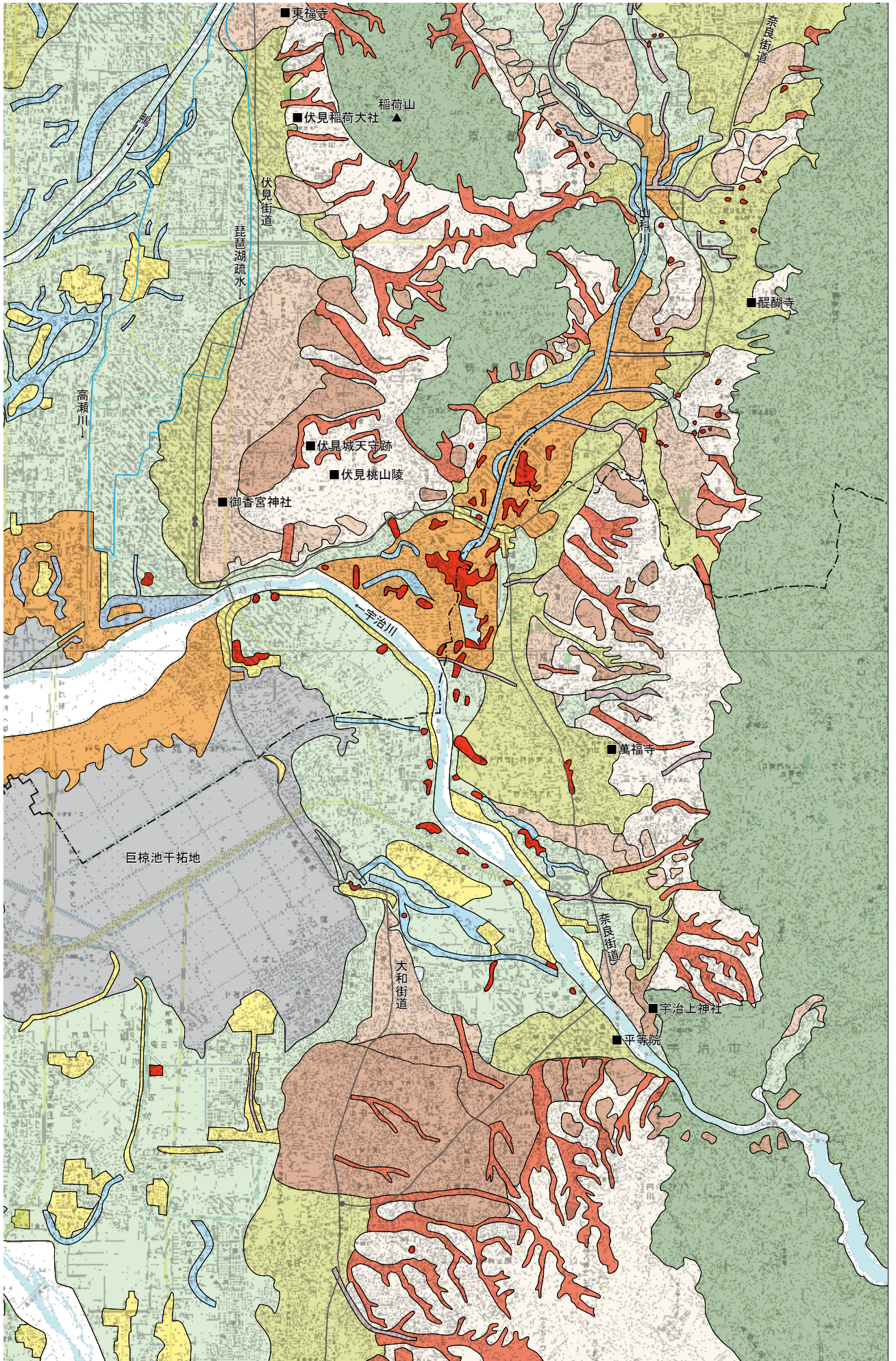
附図6 地形分類図（北西部）



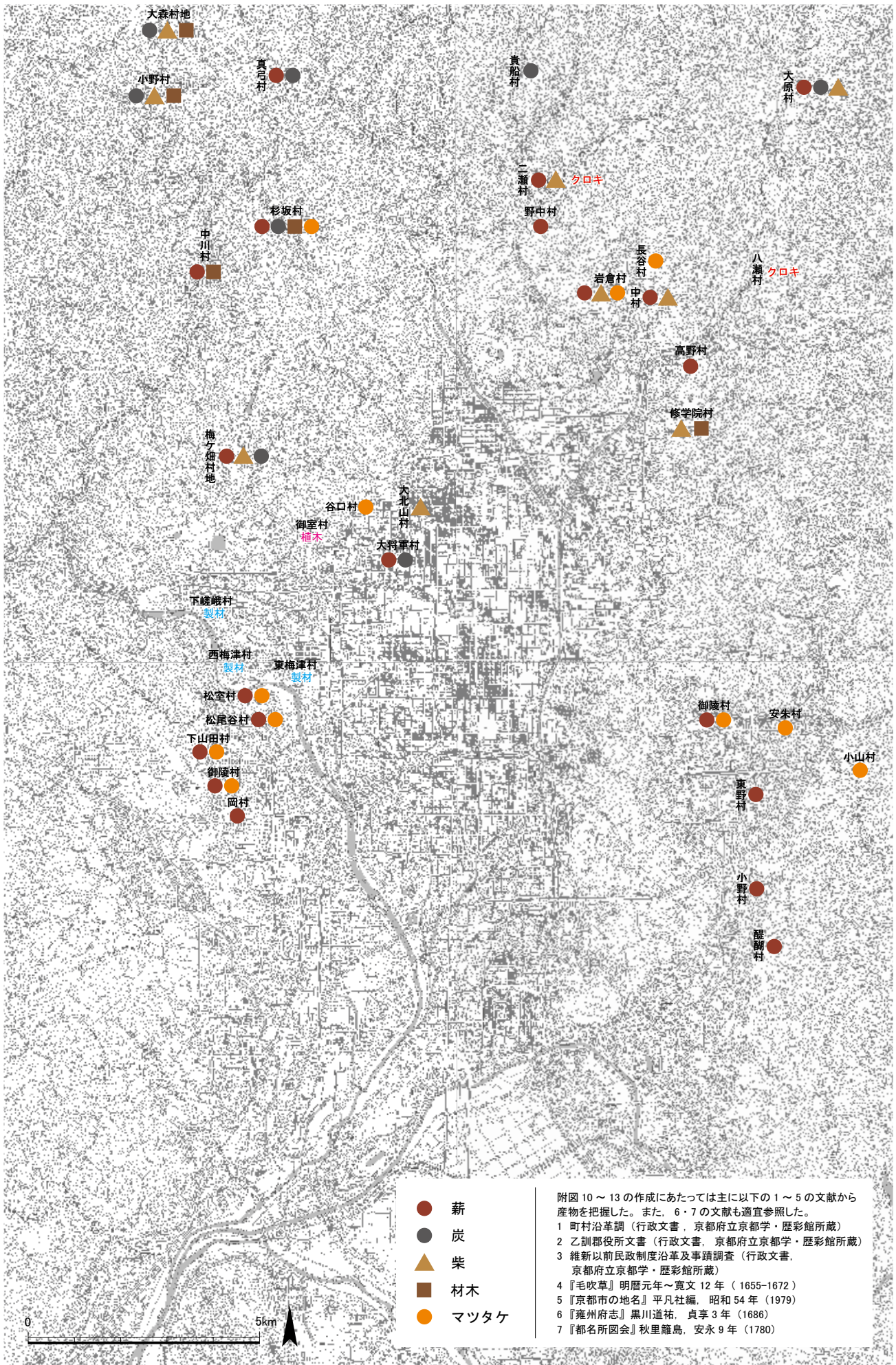
附図7 地形分類図 (北東部)



附図8 地形分類図 (南西部)



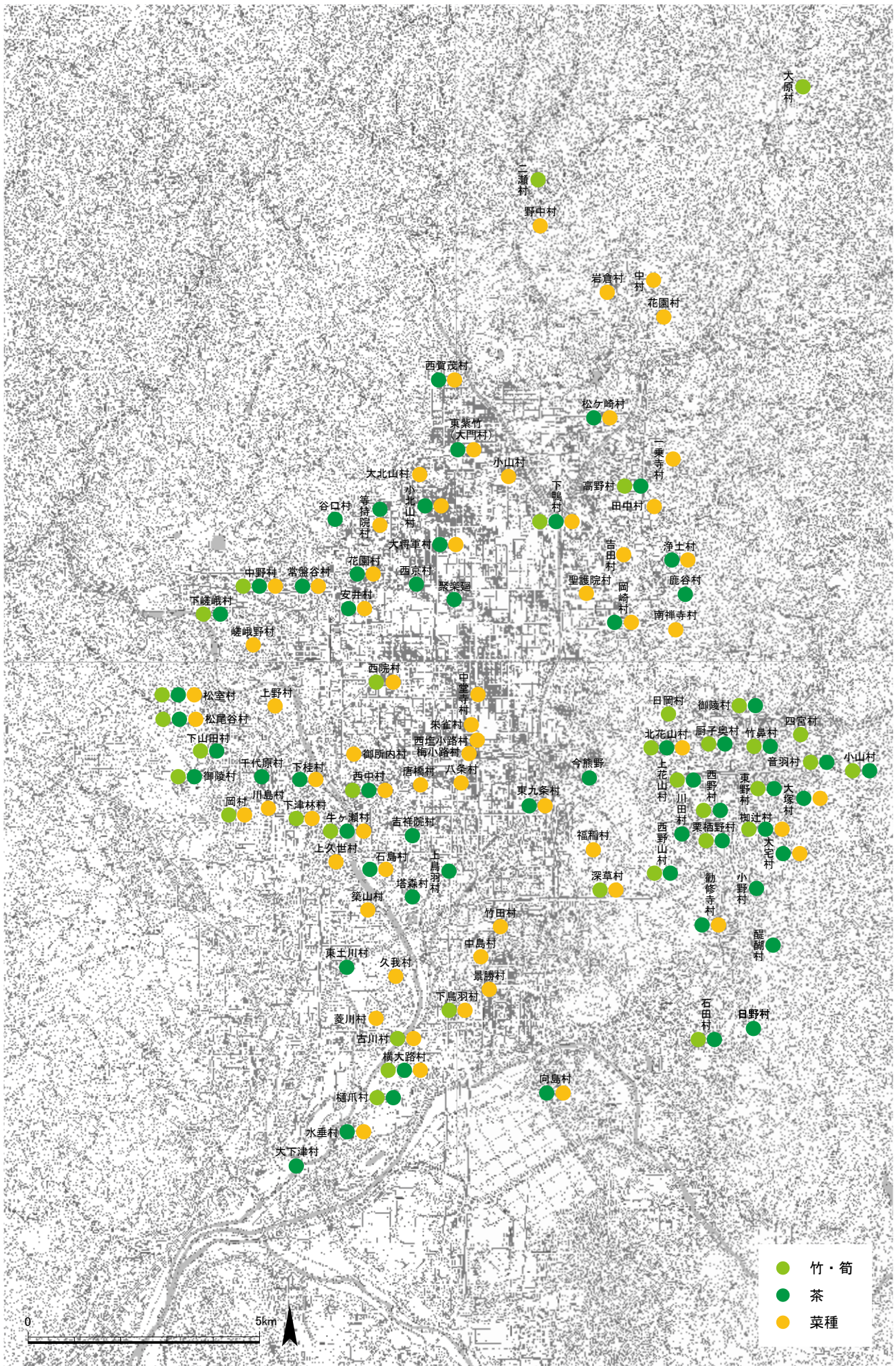
附圖9 地形分類圖 (南東部)



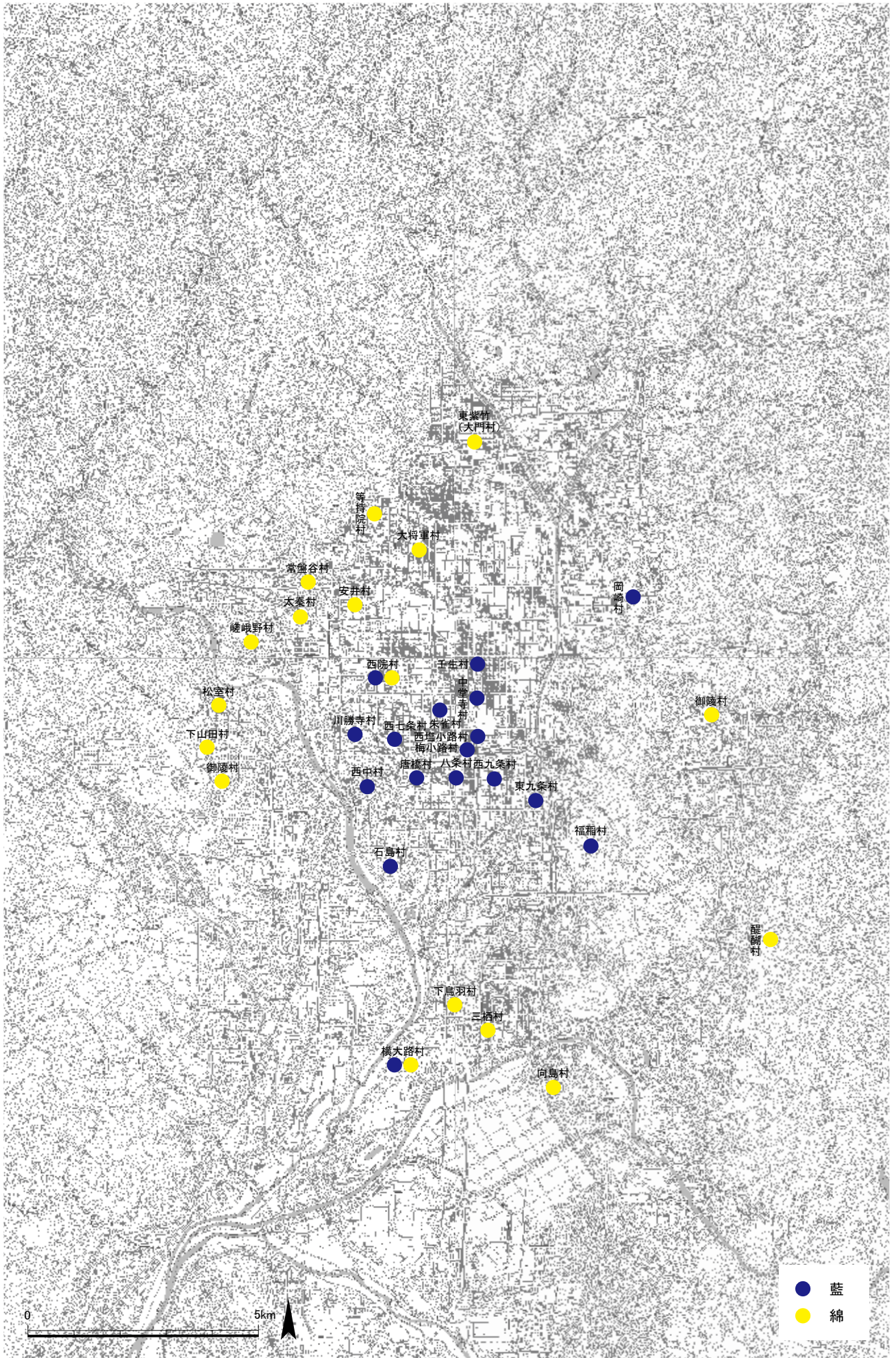
- 薪
- 炭
- ▲ 柴
- 材木
- マツタケ

附図 10～13 の作成にあたっては主に以下の 1～5 の文献から産物を把握した。また、6・7 の文献も適宜参照した。
 1 町村沿革調 (行政文書, 京都府立京都学・歴史館所蔵)
 2 乙訓郡役所文書 (行政文書, 京都府立京都学・歴史館所蔵)
 3 維新以前民政制度沿革及事蹟調査 (行政文書, 京都府立京都学・歴史館所蔵)
 4 『毛吹草』明暦元年～寛文 12 年 (1655-1672)
 5 『京都市の地名』平凡社編, 昭和 54 年 (1979)
 6 『雍州府志』黒川道祐, 貞享 3 年 (1686)
 7 『都名所図会』秋里籬鳥, 安永 9 年 (1780)

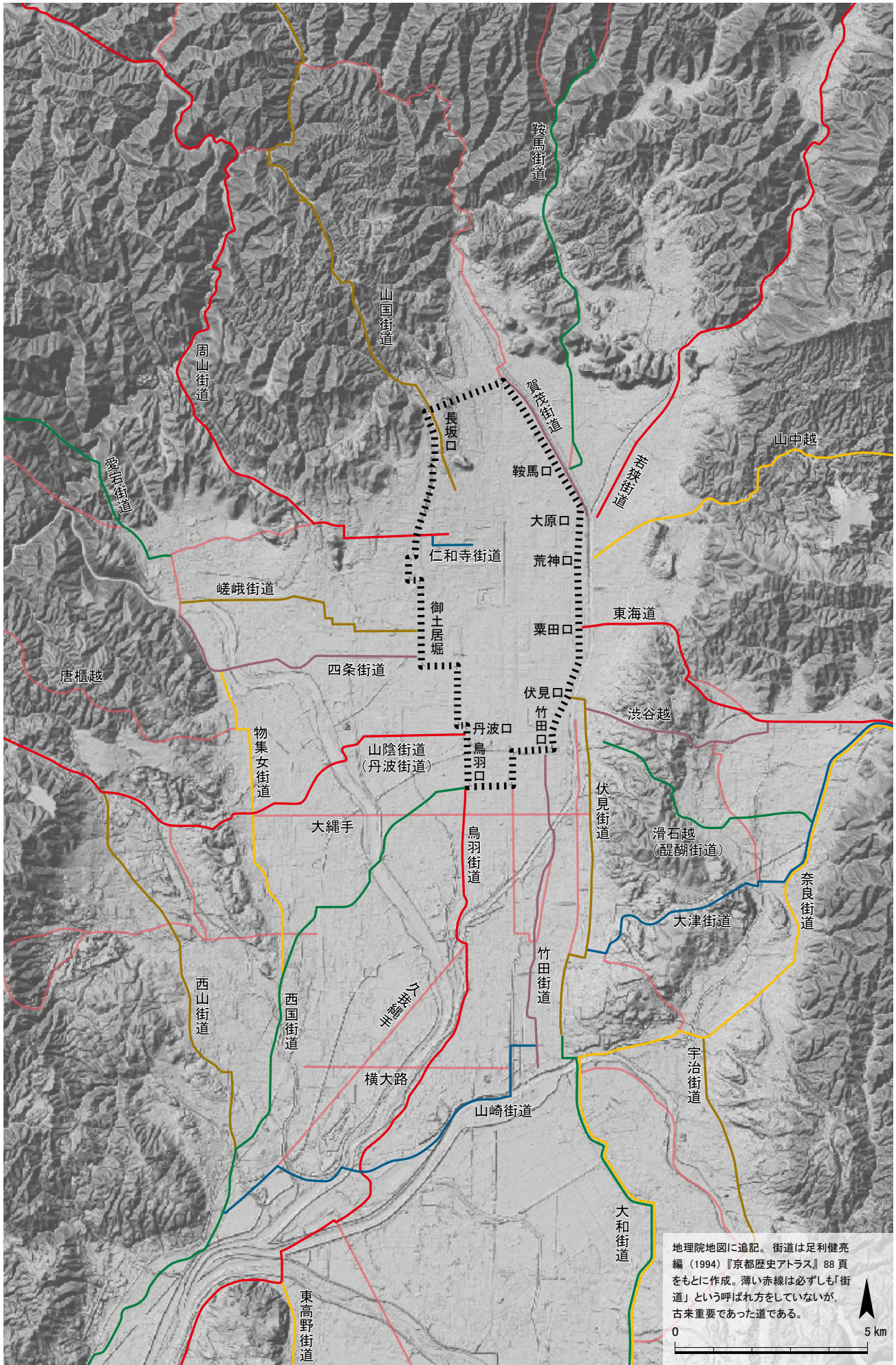
附図 10 近世・近代産物分布図 (林産物)



附図 12 近世・近代産物分布図（竹・茶・菜種）



附図 13 近世・近代産物分布図（藍・綿）



附図 14 街道図

令和2年3月31日 発行

「京都の文化的景観」調査報告書

編集 独立行政法人国立文化財機構
奈良文化財研究所 文化遺産部 景観研究室

発行 京都市 文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課
〒604-8006 京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394
Y・J・Kビル2階

表紙絵 福本達雄「東山春宵」一部

表紙デザイン 吉鶴かのこ

印刷 株式会社 天理時報社

京都市印刷物 第313207号

